

令和3年9月定例議会 議案概要			担当課	税務課	種別	条例															
議案番号	議案第73号	議案名	琴浦町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の制定について																		
目的	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条等の規定に基づく固定資産税の課税免除について必要な事項を定める。																				
内容	<p>1 趣旨</p> <p>次の法令に規定されたとおり、固定資産税の課税免除を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条 ・ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令 <p>2 対象</p> <p>青色申告書を提出する個人又は法人が、琴浦町過疎地域持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内(旧赤碕町全域)において、振興すべき業種(製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業)の用に供する設備の取得等をした場合</p> <p>3 適用</p> <p>令和3年4月1日以降に取得したもの</p> <p>4 免除期間</p> <p>新たに固定資産税を課することとなった年度から3年度分</p> <p>5 取得価額要件</p> <table border="1" data-bbox="379 1375 1399 1738"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象業種</th> <th colspan="3">資本金規模</th> </tr> <tr> <th>5,000万円以下 (個人を含む)</th> <th>5,000万円超 1億円以下</th> <th>1億円超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>製造業 旅館業</td> <td>500万円以上</td> <td>1,000万円以上※</td> <td>2,000万円以上※</td> </tr> <tr> <td>農林水産物等販売業 情報サービス業等</td> <td>500万円以上</td> <td colspan="2">500万円以上※</td> </tr> </tbody> </table> <p>※資本金等の規模が5,000万円超の事業者については、新增設に係る取得等に限る。</p> <p>6 減収補填措置</p> <p>課税免除した額の75%が普通交付税措置</p>						対象業種	資本金規模			5,000万円以下 (個人を含む)	5,000万円超 1億円以下	1億円超	製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上※	2,000万円以上※	農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上	500万円以上※	
	対象業種	資本金規模																			
5,000万円以下 (個人を含む)		5,000万円超 1億円以下	1億円超																		
製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円以上※	2,000万円以上※																		
農林水産物等販売業 情報サービス業等	500万円以上	500万円以上※																			
補足事項	施行日 公布の日																				